

【被扶養者確認調書 Q&A】

【健康保険 被扶養者とは】

主として被保険者の収入により生計を維持されている方で、以下の基準に該当する方

◎同居の場合：認定対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上または、障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある方は180万円未満）かつ被保険者の年間収入の1/2未満であること。

◎別居の場合：認定対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上または、障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある方は180万円未満）かつ認定対象者の収入が被保険者からの送金額より少ないこと。

《年間収入が限度額を超えた場合》

Q1. 令和4年中の収入が基準額を超えたため、被扶養者の削除を行いたいが、保険証を紛失してしまいました。どのような手続きが必要でしょうか。	A1. 当健保組合ホームページ内に掲載している <u>減失届</u> をダウンロードし、ご記入の上、被扶養者確認調書に添付してください。
Q2. 令和4年中の収入が基準額を超えたため、被扶養者の削除対象となったが、引き続き加入することはできますか。	A2. 加入できません。 <u>令和5年1月1日</u> をもって削除届を提出してください。
Q3. 令和4年中の収入が基準額を超えたため、被扶養者から削除したが、再度、被扶養者として加入することはできますか。	A3. 令和5年1月以降の直近3カ月分の給与明細書から、1年間の収入見込が基準額内であることが確認出来れば、届書收受日から加入することができます。

《添付書類に関して》

Q1. 現在、退職して無収入ですが、令和4年度の非課税証明書が添付できません。どうすればよいでしょうか。	A1. 令和4年度の課税証明書を添付してください。
Q2. 給与明細書が添付できない場合、どうすればよいでしょうか。	A2. 自営業の方： 確定申告書の写しを添付してください。 (税務署の受取印のあるもの) その他の方： 給与振込等入金履歴のわかる通帳の写し、源泉徴収票の写し、または会社からの給与支払証明書(原本)などを添付してください。
Q3. 年金振込通知書や年金額改定通知書を紛失した場合、どうすればよいでしょうか。	A3. 年金額の記載されている通帳の写し、または年金事務所に年金振込通知書等を再発行していただき添付してください。
Q4. 最近、妻がパートを始めたので、直近の給与明細書の3カ月分を準備できません。どうすればよいでしょうか。	A4. 雇用契約書の写し及び、ご準備できる直近の給与明細書を添付してください。

《その他》

Q1. 既に削除したはずの家族の名前が載っている、住所が違うなど、記載情報が誤っている。	A1. 令和4年11月18日以降の届出は反映しておりません。これ以前のものに関しては届出洩れの可能性があり、手続きが必要です。
Q2. 就職予定のため、削除する被扶養者に関して、添付書類を省略することができますか。	A2. できません。 令和4年中における被扶養者資格に相違がないかの確認のため、必ず必要書類の添付をお願いします。
Q3. 被保険者が退職予定の場合でも、被扶養者確認調書の提出が必要でしょうか。	A3. 退職予定の方も調査対象者となるため、被扶養者確認調書(添付書類含む)の提出が必要です。
Q4. 同居・別居の判断基準は何でしょうか。	A4. 同居とは、被保険者と住居ならびに家計を同じくしている状態となります。同じ敷地内であっても別棟であったり、また、ひとつの家屋でも玄関から居住空間が完全に仕切られており、それぞれ家計が異なっている場合は別居の判断となります。